

山林原野の公私有区別

成 田 雅 美

The project of dividing forests and grasslands
into *Koyuchi* and private properties
by
Masami NARITA

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| はじめに | 22 |
| I 山林原野の初度地券授与 | 22 |
| 1 初度地券と山林原野 | 22 |
| 2 地所名称区別と村請公有地 | 24 |
| 3 私有山林原野等の初度地券 | 25 |
| II 山林原野の公私有区別 | 28 |
| 1 「地租改正ニ付実地取調心得」と山林原野 | 28 |
| 2 地所名称区別改正と公有地原由取調 | 29 |
| 3 山林原野の公私有区別 | 30 |
| 4 公有地の一村共有地化 | 33 |
| III 山林原野の地租改正 | 35 |
| 1 度会県の廃県と三重県の地租改正事業引継 | 35 |
| 2 山林原野池沼等調査順序概目 | 37 |
| 3 山林等地位地価取調順序 | 40 |
| おわりに | 43 |

はじめに

明治維新の諸改革のなかで地租改正は、土地の所有者を確定し、地価を基準として地租を徴収するため最も重要な事業であった。耕地や宅地とは異なり山林原野の地租改正は、全国どの地域にも広範に存在した村持入会林野の取り扱いという大きな困難を抱えていた。政府は当初これを公有地と位置づけて、官林と同様に売払の対象としたが、明治7年の地所名称区別改正でこの制度を廃止した。この法令にもとづき公有地つまり村持入会林野は、民有地と官有地に区別されていく。

山林原野の地租改正に係わる研究の主要な論点のひとつとして、この公有地の官民有区別をあげることができる。官民有区別は、山林原野の所有構成に著しい地域的差異をもたらした。官有林野比率の高い地域の偏在である。⁽¹⁾

その要因の解明をめぐる議論において、かつて大きな影響を与えたのは笠井恭悦氏であった。笠井氏は、「各府県における林野官民有区分にさいしての態度とその進行状況が、官民有区分の結果に大きな差異をあたえた有力な条件（もちろん他の条件もある）を形成している。」⁽²⁾という認識を示したうえで、府県における山林原野の地租改正事業の実施過程について検討された。そこでは、官有林野比率の高い地域、低い地域双方の事例研究をとりあげて、その認識の正しさを検証されようとしたが、当時の研究水準に規定されて、官有林野比率の高い地域に比重を置かざるをえず、民有林の多い地域については「問題提起の段階」⁽³⁾にとどまった。したがって、公有地の官民有区別を総体的に把握し分析しようとする点からみて、大きな課題が残された。

府県段階における山林原野の官民有区別に関する研究は、その後、幾つかの県史編纂のなかで取り上げられ、またこれと連動する形で個別研究もみられるが、そのほとんどが官有林野比率の高い地域である。⁽⁴⁾そうした研究動向のなかで笠井氏は、福島県と栃木県の官民有区別について研究を行い、同時に、公有地官民有区別に関する政府方針の再検討、代表的な著作『入会の研究』と『地租改正の研究』の再検討などをふまえて、公有地官民有区別に関する研究を体系的に取り纏められた。⁽⁵⁾そこにおいても公有地官民有区別の全体像を把握するために、民有地への編入が多かった府県も含めて、府県単位の検討を欠くことができないと、改めて指摘している。⁽⁶⁾

公有地の官民有区別に関する研究において残された大きな課題のひとつは、民有林の多い地域を対象として、官民有区別の実施過程における特徴を解明することにある。そのため本研究では、三重県とくに旧度会県の地域を事例としてこの課題に接近を試みることにした。改めて言うまでもないが、同県は私有林の卓越する地域で、かつわが国でも有数の大山林所有者地域でもある。もしこの地域に明治8年12月の地租改正事務局達乙第11号や同9年1月の山林原野等官民有区別派出官員心得書が厳密に適用されていたとすれば、その「村持山も、その少なからざる部分が官没の運命をたどったはずである。」⁽⁷⁾

I 山林原野の初度地券授与

1 初度地券と山林原野

明治5年7月4日に地券の全国一般発行に関する大蔵省達が発せられた。いわゆる壬申地券

であるが、土地所有者への地券授与は同年10月までに終了すべきとされた。しかしながら、この地券発行に対する府県の対応には大きな差異が見られ、翌6年7月の地租改正法公布時においても、地券授与は全国の半数にも及ばなかった。⁽⁹⁾ さらに、「地租改正法公布後、壬申地券の発行は、ある府県では打ち切られ、ある府県では続行され」⁽⁹⁾、政府はこれを統一しなかった。

度会県は、地券発行のための作業が「続行され」た府県のひとつである。しかし、地券授与の期限を明治5年10月とする大蔵省達は、現実的には無理があり、度会県では同10月に「田畑山林等反別早々可書出旨篤と説諭致し候得共、何分収納之折柄下方混雑罷在、且田畑等時勢之沿革ニ従ひ種々変遷一時検地帳と突合兼、不得已実地為取調疎漏無之様尽力仕候ニ付、無拠期限通り渡済難相成、尤精々差急キ粗見込相付次第期限可申上候」⁽¹⁰⁾と期限の延期を申し出ている。

さらに、同年11月には「地券渡方実地難取極件々一村粗絵図雛型を以相伺候旨」において、地券交付とくに明治5年7月の地券渡方規則にかかわる「伺」を10カ条にわたり提出し、その第9条において、山林原野等の地券授与について次のよう伺っている。⁽¹¹⁾

御規則三十六條總テ山林原野之類反別難相分ハ先以無反別ニ致し漸次点検之旨、然ルニ当県下志州一円勢州紀州之内ニも疊々タル山谷を開発し村市を為せし而已ならず、数十里之山脈國中を掛互し山國ニ而中々漸次点検之目的無之、中ニは從來根据帳とても無之、唯下民ニ於テ字何は誰持山と申伝、数十ヶ所へ米何石と些少之山年貢納来り、紀州牟婁郡之如きハ一々検山難出来訳を以、要衝ナル津口ニ於而二分口税と唱へ品輸出税山年貢共見込を以取立候様ニ而更ニ取調之目的無之、此度新規取調之積を以、戸長共江厚説諭を加へ字番号并四境を詳記し落山無之様取計可申候、然ニ海辺ニ遠き奥山ニ於てハ曩上木生立候共運輸之不辨を以無代金之山林不少、右は其訳腹書ニ致し券状相渡可申哉

つまり、地券渡方規則によると山林原野等で面積が不明なものについては、とりあえず「無反別」とし漸次その面積を「点検」せよとしているが、度会県では「字番号并四境を詳記し落山無之様取計可申候」と山林原野等の一斉調査を実施して地券を交付したい、また奥山遠隔地で価格のつかない山林については、その旨を腹書のうえ地券を交付して良いか、と問い合わせている。

これに対し大蔵省は、申し出の通りであるとしたうえで、「山林調方之儀ハ規則三十四条以下ニ照準、人民持山或ハ一村持又ハ数村入会等之区境相糺券状相渡候儀ニ而人跡も無之深山迄一々可相渡とは無之候条緩急見計処分可致候事」と指令した。つまり、山林については人民持山、一村持山、数村入会等の境界を相糺して地券を交付すればよく、人跡も無いような深山まで全て交付せよとのことではない、と回答している。

このように地券交付に関する大蔵省への伺いを経て、度会県は明治6年1月17日に各小区の仮戸長へ「現地反別一筆限り取調仕立方簡条書」を配布し、地券交付のため基礎台帳の作成にとりかかった。⁽¹²⁾ この簡条書きは、「一料紙ハ半紙七行之野紙ヲ可用事、一田畑位付判然候分ハ書載可申事、一石高書載之儀ハ反別之増減ニ不関検地帳名寄帳等ニ拠リ書載可申事(略)」に始まり、全体で24カ条にわたり、田畑、荒地、山林原野等についてそれぞれ記載方法を指示し、さらにそれらを取り纏めるため「現地反別一筆限取調帳」の書式を示した。⁽¹³⁾

同簡条書のうち山林原野に直接関連するのは「一村持之山林原野等地価定りなき分ハ従前の

貢額のミ書載可申事」と「一田畑薄地ニ而作徳無之素より持主モ無之不得已一村引請来勿論地代無之分ハ村持地所取調之末へ書入下ニ公有地ト書ス遍キ事 但山林も此例ニ寄り候事」の2項目である。

また、「現地反別一筆限取調帳」のうち山林原野に関する書式は次の通りで、反別不詳の山林についても境を明記する形で一筆毎に取り調べ記載された。

字
何番
一郊原 _____ 林藪山モ此書式ニヨル
此貢米 _____
此地代 _____
字 險阻 平地
何番
一山反別不知 東 耕地 南字何川
西 字何山 北何村境
立木無之或ハ有之 反別不知分書式
此地代金 _____

さらに入会地等については、これとは別に「入会地及拝借地反別取調仕立方凡例」を示し、これには「一兩村以上数村入合之地別紙雛形之通認メ其村々ヲ支配之正副戸長連名之上差出事」とされた。

こうして作成された「現地反別一筆限取調」を基礎台帳として度会県は、明治6年12月から翌7年5月頃にかけて地券を発行した。⁽¹⁴⁾

2 地所名称区別と村請公有地

度会県が「現地反別一筆限取調」を開始し地券を発行するまでの間に、明治6年3月に地所名称区別が、同年7月には地租改正法、地租改正条例、地租改正施行規則、地方官心得がそれぞれ制定されて、地租改正の段階に入った。

この過程でとくに大きな問題となったのは、度会県においても公有地の取り扱いであった。壬申地券に関する大蔵省達が公布された当時、公有地は官林との区分すら曖昧なままに払い下げ予定地とされ、各地の農民に不安を与えた。これに疑義を發した諸県の伺いに対する回答指令のなかで、公有地の内容が次第に整理され、地所名称区別の制定を経て、6年8月の「村受公有地」制度の確立で、公有地は普通公有地と村受公有地の2種類に明確に区分された。では、度会県はこの公有地の扱いをめぐりどの様な動きを見せたのであろうか。

地租名称区別制定の1月ほど前に度会県は、「御規則及日報ニ公有地之分何村公有地と村持公有地と兩様ニ御掲載有之券面認方之儀区別如何相心得可申哉」と、公有地の地券発行に関わる疑問を提出した。⁽¹⁵⁾ これに対する回答指令は「規則第三十四条之通何村公有地と書記可致事」と、公有地については「何村公有地」という地券の名称しか認めなかった。しかし、同じ伺いのなかで「従前より村請之地所ニ而税納も致し来り地価も相定り候分迄も公有地と致し候訳ハ無之儀ニ付、此等之分ハ無論村持と致し券状相渡可然哉」との伺いには、「村受之地と唱へ候者

檢地高入之節村受ニ而一村惣作等ニいたし居一村所有ニ相違無之分ハ申出之通」と回答指令があった。また、同様に「從來貢租相嵩ミ作徳無之カ為、人民より差出候田畑不得已一村ニ引請貢租相納来候分、是等者追而税法御改正旧法被廢候節ニ至り候ハ、望人有之ハ必然ニ付、他之地価難定公有地トハ大ニ區別有之事ニ候得共、矢張何村公有地ト記し券状相渡可申哉亦者村持ト致し可申哉」という伺いについても、「從來貢租相嵩ミ作徳無之為村方受持相成居候分ハ先以村持之券状相渡置可申事」との回答指令を受けている。

つまり、度会県の伺いに対する同じ回答指令のなかで大蔵省は、「何村公有地」という名称しか認めないとする一方で、私的所有としての「村持」地券の交付を認めるとした。

さらに、地所名称区別制定の翌月4月には「地券御発行ニ付追々御渡ノ日報御指令類似候件々ハ毎事不經同彼是斟酌取調罷在候得共猶實際難決件々左ニ相伺候」⁽¹⁶⁾と再び伺いを出した。そのなかに公有地に関わる伺いが2件あった。

まずひとつ目は官有地と公有地の区分についてであり「公有地トハ旧来出金致シ買入タル地所ニ無之故へ慥ナル一村所有ニハ無之候得共、其地ニ就テ村方多少ノ所得有之候ヨリ間々税納モ致シ来り候地モ有之、是等ヲ云ヒ候事ト存候右之心得ニテ可然哉」と向うが、「官有公有区分ノ儀村名請ニ非サル山野不毛地等ハ官有地ト可相心得事」と、村名請地以外は官有地に区分するという度会県にとって非常に厳しい指令が返ってきた。

もうひとつの伺いは村請公有地についてである。「田畑山林原野トモ自然村方一統ヨリ出金致シ買入レタル地所ハ一村総持トハ乍申売買自由ノ權ヲ得候儀ニ付、総テ私有地同様ノ取扱ニ致シ公有地ノ名称ハ脱シ候ト存候、右之心得ニテ可然哉」と、買入れた一村総持の公有地は実質的に私有地と同じなので「公有地」という名称を廃止してよいか、とする伺いである。

「田畑山林等一村総持ト致置候テハ自然粗漏ニ涉リ充分ノ培養難儀モ可有之候間、買得ノ証跡判然タル分ハ更ニ村方於テ適宜分割為致各自所有之券状可相渡、若事故アツテ引分ケ難相成候ハ、何村名請公有地トシ券状相渡置可申事」が、これに対する回答指令であった。つまり、買得の証拠が明確な一村惣持の田畑山林等は、個人に分割して地券を授与し、どうしても分割できない土地について村名請公有地の地券を交付せよとする指令である。⁽¹⁷⁾

「官有公有区分ノ儀村名請ニ非サル山野不毛地等ハ官有地ト可相心得事」とする大蔵省の見解はあまりに厳しいものであった。そのため、6年10月に度会県は「一村惣持之山林秣場之類地券渡方之儀、従前山高井山野税等有之分者村請公有地之券状相渡可申、然ルニ右収税之儀戸別割或者高割等ヲ以仕来何山何山野ニ附居候トノ儀判然不相弁村方モ稀ニ有之、是者全其村惣持之山野税ト見成シ其各地へ配當為致申立之代価ヲ記載シ村請公有地之券状相渡シ可申積」と再び伺いを提出した。⁽¹⁸⁾ これに対する大蔵省の回答指令は、「一村総持之山林秣場等之儀、山高井山野税等有之分タリトモ村方買得等村持之確証無之分ハ普通公有地ト相心得、券面へハ何村公有地ト記載可致置事」と、「村名請ニ非サル山野不毛地等ハ官有地」とする4月の回答指令から「村持之確証無之分ハ普通公有地」へと大きく変化した。

先に触れたように、度会県では明治6年の12月から翌7年にかけて初度地券が交付されている。公有地については村請公有地と何村公有地の地券が、また私有地には各自所有の地券が授与された。

3 私有山林原野等の初度地券

地券渡方規則には私有の山林に関する規程はないが、壬申地券の交付段階では、その山林が

高請されたものであるか、売買の事実と村役人の公証があるか否かが、私有の山林と認定される要件であった。地所名称区別において「私有地」という名称があらわれ「人民所有ノ田畑屋敷其他各種ノ土地」と定義された。地租改正法公布の後、「私有の認定要件がやや緩和する傾向を示し」、6年末には「(1)村方帳簿に記載のあること。/(2)祖先から所有地であったことに関し、村方において戸長以下村方一同の証明があること。」⁽¹⁹⁾の2つの要件を満たせば、私有山林の地券が交付されることとなった。

さて、度会県では先に述べたように「現地反別一筆限り取調」を基礎台帳として明治6年12月から初度地券を発行したが、山林についてはこうした認定の緩和を踏まえて、私有の山林地券を授与したと考えられる。その特徴を、飯高郡川俣谷の森村、猿山村、蓮村、青田村を事例として見ていこう。櫛田川最上流に位置し、かつて森郷と称された村々である。第1表に各村の所有者に交付された初度地券の筆数と面積を、杉山、桧山、雑木山などの種類別に集計して掲げた。森村⁽²⁰⁾の1,313筆、213町5反8畝を筆頭として蓮村の139筆、27町3反3畝と、地券の発行数には大きな幅がある。

種類別地券の筆数、面積は、いずれの村においても杉山が最も多く、次いで雑木山の順となっている。なかでも杉山の面積割合は高く、森村の7割を最高とし、最低でも青田村の4割となっているが、この数値は、山林原野の私有化が幕末期までに人工林とりわけ杉山を中心として進行していた事実を反映するものである。

初度地券は、度会県においても「持主申立ヲ以」⁽²¹⁾て発行されているが、では誰に対して交付されたのであろうか。地券の所有形態を整理区分したのが第2表である。これに示すように、個人名義の地券が圧倒的な割合を占めており、共有や一村惣持の形態で交付された地券は少なく、わずか数%にすぎない。

種類別の地券では、杉山が大きな比重を占めており、森村で767筆、148.8町、猿山村で96筆、

第1表 山林原野初度地券の種類別交付

(単位：筆、畝)

| 種 類 | 森 村 | 猿 山 村 | 蓮 村 | 青 田 村 |
|-----|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| 杉 山 | 767(14,884.3) | 96(3,628.0) | 71(1,863.8) | 154(3,131.1) |
| 桧 山 | 55(964.4) | — | 18(161.8) | 48(146.9) |
| 雑木山 | 136(3,698.2) | 29(3,078.1) | 19(574.6) | 92(2,846.4) |
| 山 | — | 4(195.9) | — | — |
| 柴草山 | 63(788.7) | 1(49.4) | 2(11.9) | — |
| 草 山 | — | — | — | 230(1,444.6) |
| 柴草生 | 1(5.6) | — | — | — |
| 草生地 | 206(761.5) | 67(365.6) | 22(98.6) | — |
| 草 生 | — | — | — | 2(13.7) |
| 藪 | 84(254.3) | 5(27.2) | 7(22.8) | 48(255.6) |
| 藪 地 | 1(1.5) | — | — | — |
| 不 明 | — | — | — | 1(15.6) |
| 計 | 1,313(21,358.5) | 202(7,344.2) | 139(2,733.5) | 536(7,853.9) |

注) 飯高郡「山林原野初度地券下與之分取調」明治14年2月、徳川林政史研究所蔵より作成。

() は畝。

第2表 山林初度地券の所有形態別交付

(単位：筆、畝)

| 所有形態 | 森 村 | 猿 山 村 | 蓮 村 | 青 田 村 |
|------|-----------------|--------------|--------------|--------------|
| 個 人 | 1,280(20,784.4) | 197(7,176.9) | 123(2,503.7) | 528(7,772.2) |
| 共 有 | 28(533.7) | — | — | — |
| 一村惣持 | 2(20.2) | 2(155.8) | 16(229.8) | — |
| 寺 | 3(20.2) | 3(11.5) | — | 8(81.7) |
| 計 | 1,313(21,358.5) | 202(7,344.2) | 139(2,733.5) | 536(7,853.9) |

注) 第1表に同じ。

第3表 杉山初度地券の所有者住所別交付

| 所有者住所 | 村内外 | 筆数 | 面積 (畝) |
|---------|-----|-----|----------|
| 森 | 村内 | 486 | 6,420.7 |
| 粟 野 | 郡内 | 3 | 144.6 |
| 乙 栗 子 | 郡内 | 13 | 196.4 |
| 下 滝 野 | 郡内 | 23 | 974.9 |
| 加 波 | 郡内 | 1 | 3.5 |
| 茅 原 田 | 郡内 | 7 | 100.1 |
| 粥 見 | 郡内 | 1 | 10.5 |
| 宮 前 | 郡内 | 156 | 5,475.1 |
| 宮 本 | 郡内 | 4 | 26.4 |
| 七 日 市 | 郡内 | 12 | 185.3 |
| 青 田 | 郡内 | 4 | 314.8 |
| 田 引 | 郡内 | 13 | 242.6 |
| 波 瀬 | 郡内 | 1 | 1.4 |
| 松 坂 中 町 | 県内 | 6 | 48.7 |
| 多気郡朝柄村 | 県内 | 1 | 1.4 |
| 飯野郡法田 | 県内 | 1 | 37.5 |
| 大和国神末村 | 県外 | 5 | 56.2 |
| 武蔵国横浜村 | 県外 | 30 | 644.2 |
| 計 | | 767 | 14,884.3 |

注) 第1表に同じ。

36.3町、蓮村で71筆、18.6町、青田村で154筆、31.3町が杉山となっている。

このうち森村における杉山の初度地券所有者を住所別に整理したのが第3表である。森村の村内居住者が所有する地券の割合は、筆数では63.4%となるが、面積では43.1%に過ぎない。この面積数値が不正確であることは言うまでもないが、不在村者の杉山所有面積の割合は、すでに過半を越えていたことに間違いない。不在村所有者の多くは同じ飯高郡内に居住するが、なかには武蔵国横浜町といった県外の所有者も見られる。同じ郡内では宮前村(旧滝野村)の156筆、54.8町が群を抜いて大きな面積を占めている。これは2名の伊勢茶産地商人が所有する杉山で、堀内利右衛門が106筆、面積で45.8町、井上又兵衛が50筆、9.0町の所有である。

II 山林原野の公私有区別

1 「地租改正ニ付実地取調心得」と山林原野

度会県が「地租改正ニ付説諭書」と「地租改正ニ付実地取調心得」を布達したのは明治7年11月8日のことである。同県では既に6年12月から地券を交付していたので、これと地租改正の関係が当然問題となる。そのため「地租改正ニ付実地取調心得」⁽²²⁾は、その前書きにおいて初度地券授与との関連を、次のように述べている。

今般地租改正ニ付、実地取調之儀ハ従前地所制度之壊乱ヲ矯正シ、更ニ確實之制法ヲ可立儀ニ付テハ、既ニ下渡ノ地券ハ専ラ民産保護ノ確証ヲ建ラレ候儀ニテ、其節取調ノ地価ハ旧来石盛ノ不同ト貢租ノ甘苦ニ因リ昂低有之儘ノ地価ヲ記載スルモノナレハ、釐正其宜シキヲ得タリト云可カラス、因テハ此改正ニ際シ旧帳ハ一切廃棄シ、更ニ取調ブベキ心得方ヲ指示ス、条々左之通ニ候事

つまり、初度地券は「専ラ民産保護ノ確証」のために下渡されたものであると、交付された地券の法的性格を限定的に規定した。また、当時の地価調査は必ずしも適切ではなく、そのため今回の地租改正では、これまでの「旧帳ハ一切破棄」して取り調べを実施するとしている。

こうした初度地券や旧来の貢租との関連について県の認識を示したうえで、全体で31条からなる「地租改正ニ付実地取調心得」が布達された。そのなかで入会と山林原野に直接的に係わる条項は第13条と第20条である。

第13条は「数村地先入会ノ公有地、組合村々熟議ノ上現地ノ反別ヲ引分ケ更ニ経界相立候儀不苦候ニ付、其旨一応地租改正掛リエ稟議ノ上絵図面帳面共取調事、但右入会地熟議ノ上引分ケ一村所有ニ帰候上ハ押番号ヲ付可申、尤旧ノ儘数村入会地ニ差置候ハ、番外ニ致シ可申事」とある。つまり、村々入会の解体を促進しようとする条項で、数村持の村々入会を関係する村々で協議し一村持に解体してもかまわないとするものである。

度会県における村々入会の特徴を一般的に述べることは出来ないが、このうち旧和歌山藩松坂領川俣谷に限ってみると、ここは滝野組、七日市組、波瀬組の3つの組があり、この組をひとつの単位として村々入会が存在するという特徴をもっており、七日市組ではすでに分割利用の進展がみられた。⁽²³⁾したがって、地租改正に伴う村々入会の解体は、納税主体を明確にすることと相まって、旧藩における地方支配の重要な単位でありまた村々入会の管理主体であった「組」の解体でもあった。この「地租改正ニ付実地取調心得」の布達を契機として村々入会が急速に解体していったと思われる。

第20条は、「荒地引年季中ノ者ト雖モ既ニ起返リ年々所得アルモノハ普通田畑同様相当代価見積リ可申立、之ニ反シ生田畑ノ名称ニテ貢租納来リ候共、現在野成林成等ニ相成起返ヘキ見込無之分ハ総テ実況ニ就テ原野山林ノ称呼ニ取調可致事」とある。ここでは、その後半部分の記述に注目する。度会県では「地租改正ニ付実地取調心得」にわざわざこの条項を入れなければならないほど、検地帳上の「田畑」が現況では原野や山林となっていたものが多かったことを示しているからである。「田畑」の耕作放棄による原野や雑木山への変化、さらに耕作放棄地への杉桧の造林などによるものである。

いずれにしる心得の第13条、第20条は、県が入会地の解体と私有地化、耕作放棄地の山林

化を現状追認的かつ肯定的に捉えて地租改正を実施しようとしていたことを示している。こうした度会県における地租改正の開始と相前後するかたちで、地租名称区別が改正された。

2 地所名称区別改正と公有地原由取調

地所名称区別は、明治7年11月7日の第120号布告で改正され、地所の名称は官有地第1種から第4種、民有地第1種から第3種に再編成されて、この改正により問題の多かった「公有地」という名称は廃止となった。また、同日の第143号達「地所名称区別改正ニ付官民有地取調手續ノ件」⁽²⁴⁾によって次のように官民有区別の実施が命じられ、所有区別の難しいものについては内務省に伺い出るよう指示された。

今般地所名称改定候ニ付テハ、従前私有地ハ民有地第一種ニ編入シ、村請公有地ノ内所有ノ確証有之モノハ民有地第二種ニ編入可致、尤公有ト称候内ニハ各種ノ地所有之候間、取調ノ都合ニ依リ人民ノ幸不幸ヲ生シ候テハ不都合ニ付、従来ノ景況篤ト検査ヲ加ヘ官ニ可属モノハ官有地ニ編入シ民ニ可属モノハ民有地ニ編入シ、官民ノ所有ヲ難分モノハ別紙雛形ニ照準取調内務省ヘ可伺出此旨相違候事

第143号達の別紙雛形によると、国郡村市字、地種（耕地宅地山林原野秣場湖沼池沢等ノ種区別）、反別（若干）、何々税（山年貢野手米池沼役萱野銭等ノ有無）、樹竹栽培（植付培養芟伐手續代価分割ノ区別）、樹竹種類及数（何種類若干長短細大ノ概略）、ついで官民有区別の事由、所有定方見込について記述することになる。官民有区別の事由として示されたのは次の4つである。すなわち、

何年何月何日何村某又ハ何村一同、何代官所又ハ何領ヘ拜借ノ上何木植立方願立何々ノ許可ヲ受ケ、爾来樹木ハ官許ヲ得テ伐払代価ノ内幾分ハ上納シ幾分ハ下方ニテ領収候旨、村方何帳ニ有之何藩又ハ何県帳簿ニモ記載有之確証明瞭云々等ノ手續

又ハ従前ノ起原ハ不相分候得トモ、検地帳及官ノ検閲ヲ経タル帳簿ニ記載アリ、其上従来樹木ハ人民ニテ植付培養イタシ芟伐売買トモ勝手ニ致来候趣ニ付、旧藩県書類取調候処云々確証明瞭云々等ノ手續

又ハ従前ノ原由不相分村方帳簿ニモ記載無之候ヘ共、其实樹木裁伐及ヒ売買トモ村方ニテ勝手ニ致来候趣ニ付、旧藩県官員取糺候云々ノ手續

又ハ従前ノ原由不相分村方帳簿ニモ記載無之候ヘ共、其实樹木裁伐及ヒ売買トモ村方ニテ勝手ニ致来候趣ニ付、旧藩県官員取糺候云々ノ手續

そして所有定方見込として、

前件ノ次第二付何々ノ確証有之上ハ、官有地ニ御定相成可然

又ハ前件ノ次第二付何々ノ確証有之上ハ、民有地ニ御定相成可然

又ハ前件ノ次第二付何々ノ廉ニ扱レハ官有地トナスヘキカ如クニ候ヘ共、何々ノ廉ニ扱レハ民有地トナスヘキカ如ク、到底区分難致尤官民ノ便宜ヲ斟酌致候得ヘハ、之ヲ折半シ官地民地ト御定相成可然候

と、官有地、民有地の他に官民有区別の困難な土地について官地民地という折衷的なカテゴリーを示した。この第143号達が、官民有区別実施の根拠法となったのである。⁽²⁵⁾

この達をうけて度会県は、同年12月27日に度会県第235号を布達し、公有地名請公有地の原由取調を開始した。この布達は重要であるが長文のため、本稿の末尾に付属史料-1として掲載した。太政官達第143号における別紙雛形の位置づけは、「官民ノ所有ヲ難分モノハ別紙雛形ニ照準取調、内務省へ可伺出、此旨相達候事」というものであった。ところが、度会県第235号が示した「公有地名請公有地中無高耕地宅地并山林原野等ノ類一村一筆限原由取調帳」では、「一村中ニ在ル公有地村名請公有地ノ名称ヲ受クルノ地ハ其地ノ種類ニ応シ左ノ意味ヲ斟酌シ一筆毎ニ記載スベシ」としたうえで、太政官達が示した事由の4項目にそれぞれ「村方何帳有之何藩又ハ何県御取調別紙之通」「則帳簿記載振り別紙写之通」「則旧藩県中何年何月日何々ノ御取調別紙写之通」「其上樹木芟伐ノ砌ハ官ノ許可ヲ受代価上納云々」と追記した。この4項目にさらに「村方ニテ勝手売買則何年何月日売買古証文則別紙之通」「可拠確証無之」の2項目を付け加えて、組頭、百姓総代、戸長に確証の有る山林、確証の無い山林それぞれの反別を上申させ、これに区長が奥印する形式となっている。

3 山林原野の公私有区別

度会県の公有地名請公有地の原由調査は、翌8年2月28日を期限として実施されたが、期限が近づくにつれ明治6、7年の「現地反別一筆限取調」が様々な問題を抱えていることが明らかとなった。例えば、「昨七年現地反別取調之際、村持之耕地山林等ヲ小前へ分配いたし地券証申受候村方も有之候趣相聞エ候、若自然相願ルニ於テハ詰度御処分可相成候、左候而ハ困難可及ニ付、今般地租改正之際、自首之上相改候方可然旨、右掛り官員中より態々談ラレ候間、村々江御心得させ有之度依而及御申合候也」⁽²⁶⁾とあるように、村持の耕地や山林等を村民に分配し地券を取得した村があった。また、次にみるように私有地として確証のある山林等が、誤って公有地に組み入れられたとする申し立てが続出した。度会県はこうした事態への早急な対応を迫られ、同年2月17日に次に示す度会県丙第9号⁽²⁷⁾を発した。公有地名請公有地原由取調に関する書類提出期限のわずか10日前のことである。

先般地券調査ノ節、中ニハ一己所有ノ確証有之山林藪沢ノ類、担任之者苟且ノ取計ヨリ村持之部分へ相加へ置、陰ニ村方ニ於テ区界ノミ相立有之等ノ分総テ村持ハ名請公有地或ハ公有地ノ名称ヲ受候ヨリ彼是苦情相起リ追々願立ル村方モ有之、右ハ畢竟調査之際篤ト注意可取調ノ処前件ノ次第甚以不相済儀ニ候得共、一時之過誤ヨリ終ニ人民ノ所有ヲ失シ候様ノ事ニ立到候テハ弥以不都合ニ付、右等ノ分ハ今般地租改正之際ニ限り差許候条、瞭然引分ケ可申立候、若今後等閑ニ関キ且不正之申立等於有之者屹度可及処分候間、心得違無之様可取計此段相達候事

度会県では、「公有地名請公有地中無高耕地宅地并山林原野等ノ類一村一筆限原由取調」の実施が、明治6年、7年における公有地、名請公有地名義の地券発行の問題点を明らかにした。その結果、公有地の官民有区別もさることながら、公有地を私有地と明確に区別することが喫緊の課題となったのである。そのため「一時之過誤ヨリ終ニ人民ノ所有ヲ失シ候様ノ事ニ立到候テハ弥以不都合ニ付、右等ノ分ハ今般地租改正之際ニ限り差許候条瞭然引分ケ可申立候」と、

地租改正の際に限り私有地と公有地の引き分け申し立てを認めた。いわば山林原野等の「公私有区別」⁽²⁸⁾である。

先にみた明治7年11月の「地租改正ニ付実地取調心得」第13条に村々入会の解体促進、それに続く同8年2月の公有地と私有地の引き分け申し立て許可は、度会県による地域の要請に対応した入会林野解体と私有林形成の追認政策とみることができよう。

丙第9号の違を受け取った村々は、公有地の「公私有区別」に向けて動きだす。村々から提出された引き分け願いの事例を幾つか示そう。

飯高郡川俣谷では久谷、大俣、上深野、塩ヶ瀬、犬飼、家野、柏野の諸村が、明治8年3月1日付けで「公有地名請公有地中無高耕地宅地并山林原野等ノ類一村一筆限原由取調帳」⁽²⁹⁾を提出し、続いて4月末にかけて蓮、青田、猿山、田引、谷野の村々が提出した。

原由取調書の記述様式は、一筆毎に公有地の番地と字名、山反別(但し、その多くは「不知」と記載)と境目、雑木の有無、納税額を記載した脇に、公有地の原由が記載される。上記諸村のうち森郷の村々つまり田引、谷野村を除く諸村の原由は、いずれも「従前原由不相分候得共、古来ヨリ人民ニテ樹木培養致シ芟伐及ヒ売買共勝手ニ致来、脇書之通年々山税上納仕来候、尤確証ハ無之候」と簡単に記されている。また、田引村のそれは「此原由不詳村方帳簿ニモ記載無之候得共、古来ヨリ百姓共肥草柴鎌入之場等ニ而、年々其頃合ニ至リ村中立会刈伐場ヲ定、肥草芟伐取勝手ニ致来、右売買古証書控帳等モ有之候処、当村之義者去天明四年申辰正月五日源右衛門村役在勤中焼失致確証等相知不申、其後ヨリ度々売渡証文別紙之通、尤為山税脇書之通年々税金上納仕候義ニ御座候」と少し具体的である。いずれも村人による入会利用と山税の上納が強調されている点が特徴的である。

4月末までの時点では、公有地と私有地の引き分けに関する記載は全く見られない。

ところで、公有地の原由調書の提出期限は8年2月28日であったが、期日までに提出した村は、必ずしも多くなかったようである。そのため、度会県は提出期限を2ヵ月すぎた8年4月に提出を督促する次の丙第41号違⁽³⁰⁾を各地の正副区戸長宛てに出している。

昨明治七年十二月第二百三十五号ヲ以地所名称区別御改正ニ付、公有地并村請公有地原由調書ノ儀本年二月二十八日限無相違可差出旨相違置候処今以テ不差出村々モ有之、右ハ地所調査百般ノ事務ニ差支不都合ニ候条至急取調可差出、此段相違候事

丙第41号違による原由取調書の提出催促の後、8年5月に同じく飯高郡川俣谷の栃川、波瀬、加波、作滝、太良木、七日市、草鹿野、深野、落方、月出、宮前、赤池、野々口、神殿、木地小屋が、同年6月に木梶、栃谷、桑原、粟野、乙粟子、有間野、赤桶が、そして同年7月には下滝野村、森、有間野・神殿が、それぞれ原由取調帳を提出した。これら明治8年5月から7月にかけて原由取調帳を作成し提出した村々からは、公有地の原由記載と併せて、明治6年授与の地券について誤謬が指摘され、公有地と私有地の引き分け願いが出された。

有間野村の「公有地名請公有地中無高耕地宅地并山林原野等ノ類一村一筆限原由取調帳」を例にとると、「山林之部」には、

字鷹打場
七百二十五番

一山反別不知 公有地
 (四境, 略)
 立木無之草生
 此山税壹錢五厘上納
 内私有地
 壹町九反壹畝拾八歩
 此原由不詳候得共, 古来より村方之者肥草苜場所ト定勝手ニ苜取候儀ニ御座候, 尤山税之儀者脇書之通年々上納仕来候

といった形式で公有地についての記載が続き, その中には既に私有地化した山が存在しており「内私有地/壹町九反壹畝拾八歩」と記されている。さらに, 次のような地券交付時における誤謬の訂正願いに関する記載がみられる。

字大平
 五百六番 有間野村
 一山反別不知 公有地
 (四境, 略)
 立木有之
 右山之儀者全当村□□□□私有地ニ御座候処, 先般取調之節不調法仕公有地之御券証下渡ニ相成何共奉恐入候, 追而再帳ヲ以御願可申上候

こうした各村の公有地原由取調帳に記載された文言は, 宮前村の例では「右地所最前地券取調之節, 誤テ村持ト上申仕候処全私有地相違無御座候ニ付, 別冊ヲ以此段御断申上候」, 赤桶村の場合は「右私有地ニ御座候ニ付別冊ヲ以御断申上候」と異なるが, いずれにしろ原由取調帳の一筆毎に公有地か私有地かの区別が明記されている。さらに, 私有地を取り纏め別冊として「公有地ノ内私有地引分願」⁽³¹⁾が作成された。

野々口村の事例を示そう。

公有地ノ内私有地引分願
 第百六十六号 飯高郡第十一区
 地券面合併反別別冊 野々口村
 一筆限り帳之内
 一山七反歩
 此内
 山四反歩 持主 □□□□
 山三反歩 持主 □□□□
 (略)

右者私共私有地ニ御座候処, 一昨六年地券取調之節誤謬テ一般村持ト書載上申仕候ニ付, 既ニ村公有地御券証下ケ渡シ相成候段奉恐入候, 右ハ全私共所有地相違無御座候間, 今般地租御改正之際情覈取調瞭然引分ケ上申仕候間, 何卒御詮議之上私有地之御券証御渡被

成下度，自然不正之申立仕後日及露顕候節ハ如何様御処分相成候共決而苦情無御座候，依而此段連印以奉懇願候，以上

第十壱区野々口村

明治八年五月九日

(戸長外6名署名連印略)

度会県権令久保断三殿

さらに、この願いには添紙があり、野々口村の村人15名（前記願いの山に無関係の者）が、願いの通りにしてほしいと署名連印した保証書を提出している。

こうした公有地と私有地の引分願いは、川俣谷の村々だけには限らない。同年8月30日には第3区古里村からも同様に次の「公有地ノ内私有地御引分願」⁽³²⁾が出されている。

公有地ノ内私有地御引分願

第三区古里村

当村地券証五百九十七号五百九十八号五百九十九号六百号六百号之内別帳面之通私有地ニ而持主区別御座候処、一昨六年現地反別調査之節担任之者苟且ノ取計ヨリ遂私有地ヲ村持之部分ニ併入上進仕候故悉皆公有地ノ地券証御下ケ渡シ相成、就而者従来之私有地者既ニ亡失致候儀ト心得歎息仕居候処、本年丙第九号御布達難有奉敬承候付而者今度地租御改正実地取調ニ付持主毎畝杭相建申度候間、何卒御憐愍ヲ以別帳之通私有地ニ御引分御証券御授与被成下度、右地所ニ関係無之村民悉皆証人ニ相立奉願候条聊相違無之候間情願御聞届被成下度、此段奉願上候、以上

明治八年八月三十日

右村願主

(21名署名連印略)

前書公有地ノ内私有地ニ引分願之趣、全ク私有地ニ相違無之候間御詮議之上願意御聞届被成遣度、私共地所関係不仕候得共証印之上、此段奉願候也

右村証人

(67名署名連印略)

前書願之趣相糺候処相違無御座候、以上

第三区区長 加藤御郷

度会県権令久保断三殿

明治8年の夏には度会県の全域からこうした公有地と私有地の引分願いが提出されたと思われる。度会県では、公有地名請公有地原由取調について「今般地租御改正ニ付而者公有私有之区界相立従来之原由取調可申出様御達之趣」⁽³³⁾と認識され、官民有区別の基礎資料となるべき公有地名請公有地原由取調が、明治8年5月頃から公有地と私有地の引分、つまり地元村民と区長の「保証」による「公私有区別」、入会林野の解体へと展開した。

「公私有区別」を公有地の分解と私有化の第一段とすると、次いで現れてきたのは公有地そのものを一村共有地にしようとする動きであった。

4 公有地の一村共有地化

明治8年6月22日、地租改正事務局は同局達乙3号を以て官民有区別の具体的な基準を示し

た。この乙3号が、度会県の官民有区別に与えた影響は大きかった。乙3号を根拠の一つとして、度会県は同年7月23日に、当時県内最大の一等官林であった大杉谷官林を、民有地に編入したいと上申し、続いて同年10月19日には、志摩国答志郡菅島村の三等官林の払下伺を提出している。⁽³⁴⁾ また、乙3号は度会県の公有地と私有地の引分つまり「公私有区別」にとっても追い風となった。

度会県は公有地の官林編入には消極的であり、また「公私有区別」つまり私有地の設定を容認する政策をとっていたが、村持林野それ自体の所有をどのように確定するかは、村民にとって大きな問題であった。さらに、公有地の原由取調中は「所有区別判然相立候迄ハ無論立木伐採等ハ不相成筈」⁽³⁵⁾ と、その利用が大きく制限された。そのため、公有地を村民共有の私有地にしようとする動きが現れてきた。

明治8年11月、度会郡の古里村は、県に次の3つの願いを提出した。すなわち、①「公有地村落共有之私有地ニ被成下度願」第三区度会郡古里村、②「入会公有地共有之私有地ニ被成下度願」第三区度会郡古里村藤村、③「入会公有地共有之私有地ニ被成下度願」第三区度会郡古里村藤村藤木屋の3つである。⁽³⁶⁾ ①は古里村一村入会林野の私有化、②③は古里村と藤村、藤木屋の村々入会林野の私有化を願い出たものである。何れも隣村の保証書を添えた願出であった。

この入会林野の私有化願いの理由を記述した内容はほぼ同様である。③を例としてみると、入会地5箇所の字名、山反別と境界、立木の有無と境界、土地価格を記載した後に、

右山林五ヶ所、往昔ヨリ草木共培養芟伐等三ヶ村々民勝手ニ致来候義ハ先般原由取調申上候通り之義ニ御座候処、一昨年現地調上進之刻暫三ヶ村入会地ト而已申上候ニ付、公有地之地券証御下ケ伐木御差止ニ相成候ニ就而八年々仕来候作間山稼及薪等ニ礮ト差支困窮之次第二御座候、依之格別之御詮議ヲ以何卒入会共有之私有地ニ被成下度、三ヶ村連印且隣村保証ヲ以奉歎願候、以上

一昨年つまり6年の地券現地調査の時に3カ村入会地と上申し、公有地地券を授与したが、伐木差止めとなって困窮しているため、これを「入会共有之私有地」にして欲しいという願いである。度会郡古里村の村民91名、同区藤村の村民65名、同区藤木屋の17名が連名し、これに隣村保証したのは神原村と金輪村であった。

このように、度会県では明治8年11月には公有地つまり村持入会林野を、「入会共有之私有地」つまり村民共有の私有地にしようとする動きがあらわれてきた。この動きは、官民有区別の基準が非常に厳しくなった同年12月の地租改正事務局達乙11号、そして翌9年1月の山林原野等官民所有区別処分派出員心得書の制定以降においても、止まらなかった。

明治9年5月14日、飯高郡の田引村は再び「公有地中無高山林等一村一筆限り原由取調帳」⁽³⁷⁾ を提出したが、それは前年4月に提出した原由取調帳の記載内容とは大きく異なっていた。田引村は、公有地の山11箇所(うち3箇所が反別「不知」、8箇所が反別合計65町8畝歩)について、

右者今般地所名称区別御改定ニ付、地券調査之節及上申候当村公有地之義確証ト可看做書類等ハ無御座候得共、古来ヨリ村中百姓共肥草柴鎌入之場所ニ而年々其頃ニ至り村中立会

芟取場ニ相定メ勝手ニ仕来申候全ク一村共有地ニ相違無御座候、何卒御詮議之上一村共有地御書換被成下度、尤モ不正之申立仕他日及露頭候節ハ如何様之御処分ニ相成候共決而苦情申聞敷、因テ隣村保証状相添以連印此段奉願上候、以上

と、公有地地券を「一村共有地」地券に書き換えて欲しいと願いだした。同9年5月には赤桶、作滝、宮前、深野、野々口村も同様に「一村共有地」地券への書き換え願いを内容とする原由取調帳を県へ提出した。ここでは「古来ヨリ村中百姓共肥草柴鎌入之場所ニ而年々其頃ニ至リ村中立会芟取場ニ相定メ勝手ニ仕来申候」という入会林野の利用沿革を「一村共有地」の根拠として主張しているのである。

官民有区別の基礎資料としての性格をもった公有地の原由取調は、こうして明治8年から9年にかけて、たんに公有地、名謂公有地の原由を明らかにするというにとどまらず、公有地と私有地の区別願い、さらには公有地地券の一村共有地地券への書き換え願いという動きとなって展開した。

飯高郡の村々が、一村共有地への書き換え願い提出したのは9年5月であるが、そのほぼ1ヵ月前、4月18日度会県は廃県となって三重県に合併された。これに伴い地租改正にかかわる事業もすべて三重県に引き継がれた。

Ⅲ 山林原野の地租改正

1 度会県の廃県と三重県の地租改正事業引継

三重県はこの合併と相前後して、9年4月末に旧三重県管内821ヵ村のうち761ヵ村の耕地ついて地租改正を完了した。「三重県出張復命書」⁽³⁸⁾によると、この改組は極めて強権的なものであり、これに応じなかった桑名郡の長島輪中等55ヵ村、朝明郡中野村他3ヵ村、河曲郡江島村を残しての改組であった。これに引き続いて、旧三重県の60ヵ村と市街地、旧度会県の全村・市街地、そして管内全域の山林原野等の改組事業が推し進められた。

9年12月の伊勢暴動の後、旧三重県60ヵ村については10年1月に、旧度会県全域753ヵ村については更に遅れて10年11月に、それぞれ耕地の改組事業が終了した。⁽³⁹⁾旧度会県の改組事業のおくれについて「三重県出張復命書」は、「其遅且緩ナル所以ハ、客歳四月県庁廃併ノ令アリ、且又十二月頑民改組検査ニ用ユル前五ヶ年平均米価ノ其年米価ト差違アルヲ以、米納或ハ實際米価ヲ以テ上納ニ強願セント欲シ、遂ニ容易ナラサル暴動ヲ醸シ、夫是ノ事情ニ因リ止ヲ得サルニ出ルナリ」⁽⁴⁰⁾と述べている。

では、旧度会県の山林原野等の地租改正にかかわる事業は、どのように継承されたのであろうか。三重県令岩村定高は、まず9年6月7日天甲第7号⁽⁴¹⁾をもって元公有地、民有山林原野等に関する次の布達を発した。

元公有地ハ勿論民有之山林原野池沼之類売買或ハ開墾等願出候節ハ、仮令地券授与有之分ト雖モ地租改正整頓迄ハ所有確定候儀ニ無之候条、願書ニ所有之証書相添出願可致儀ト可相心得此旨布達候事

但、代替授与水火盗難等ニテ地券書換或ハ新地券申請ノ分トモ本文同様可相心得事

この布達は、第1に元公有地、民有山林原野等については、旧度会県のように地券が授与されていたとしても、地租改正事業が完了するまで、所有は確定していない、第2に元公有地、民有山林原野等の売買や開墾などの願出には、「所有之証書」を添付すべし、というものである。

つまり、旧度会県の交付した地券の法的効力を大幅に制限し、山林の「公私有区別」や元公有地の一村共有地化の動きを無視して、改めて山林原野の地租改正を実施するという施策方針を示した。それは、明治9年1月29日の「山林原野等官民有区別処分派出官員心得書」や同年3月10日の「山林原野調査法細目」にもとづく山林原野の地租改正であって、旧度会県の山林所有者からみれば施策の大転換であった。

さらに、旧度会県による山林原野の地券授与と所有の原由に関連して、同年9月7日地租改正事務局に次の「山林原野等所有定方向」⁽⁴²⁾を提出した。

旧度会県下村々之義ハ、既ニ一人持之分ハ地券授与有之、一村持ハ村名請公有地或ハ公有地ノ券帖授与有之、右所有原由取調之義ハ、村名請公有地及公有地ノミ取調、一人持ノ券帖授与有之分ハ別段所有之確証取調ニ不及哉、此段相伺候也

旧度会県では既に一人持の山林原野つまり私有山林原野にも地券を発行しているが、官民有区別のための所有原由取調では、この私有山林原野については所有確証の取調を行わなくてもよいか、という伺いである。三重県は、村名請公有地・公有地のみならず私有の山林原野への地券授与と所有の原由までも、改めて問題としたのである。

これに対し9月25日付けで「一人持之分ト雖モ山林原野等ノ中元無税地ニシテ民有ノ証跡判然ナラサルモノハ原由取調候処ト可相心得事」と回答指令があった。所有の原由取調は、村名請公有地や公有地だけではなく、無税地で民有の証跡が明らかでない一人持の地券を授与された山林つまり私有林にも及ぶことが明確となった。

しかしながら、事態は三重県が意図するようには動かなかつた。先の天甲第7号布達にも係わらず、所有に関する証書を添付しない山林原野等の売買・開墾の出願が多く、県はこれに対応を迫られた。そのため次の9年12月19日の天甲96号をもって、山林原野等の所有確証に係わる基準について実質的な方針転換を宣言した。

元公有地ハ勿論民有之山林原野池沼ノ類売買或ハ開墾等願出候節、所有之証書相添願出旨天甲第七号ヲ以及布達置候処、無其儀願出候分往々有之不都合ニ付、爾後必証書本紙及写共相添出願可致、自然証書紛失等ニ属スル分ハ村簿中公証トナルヘキ廉又ハ芟伐培養等之成跡慣行等詳細記載一村連署ノ保証書差出候ハ、可及詮議候条、右保証書相副可願出此旨布達候事

但、是迄差出候保証文中其証跡明記無之売買仕来候趣ノミ記載ノ分モ有之不都合ニ付篤ト注意可致事

県は、「所有之証書相添願出旨天甲第七号ヲ以及布達置候処、無其儀願出候分往々有之」という実態を容認せざるを得なかつた。その上で新たに打ち出した方針は、所有の証書を紛失した場合には、「村簿中公証」または「芟伐培養等之成跡慣行等詳細記載」した「一村連署ノ保証書」を提出すれば、所有権の有無について検討するとした。現状を追認するかたちでの方針転換で

あった。

三重県は9年末に「山林原野等官民有区別処分派出官員心得書」や「山林原野調査法細目」にもとづく山林原野の地租改正から、旧度会県と同様に「芟伐培養等之成跡慣行等詳細記載」と「一村連署ノ保証書」を重視する改組へと転換したとみることができる。かくして、「公私有区別」による入会林野の解体と私有林形成、元公有地の「一村共有地」化の流れを容認するかたちで、旧度会県の山林原野の地租改正を引き継いだのである。

さらに、天甲96号布達の後、状況はこうした動きを一層加速する方向へ動いた。県内の村々では「一村連署」それ自体を問題とし、翌10年4月14日には天甲第58号で、村民のうち6割以上の者が連印すれば拳村の保証とみなすという項目が追加された。「一村連署ノ保証書」の条件それ自体が大幅に緩和されたのである。

2 山林原野池沼等調査順序概目

旧度会県の廃県後、三重県が山林原野等の地租改正に本格的に取り組むまでに、およそ2年間の歳月を要した。山林原野等の地租改正に取りかかったのは、地租改正事務局が明治11年2月18日に「山林・原野ノ改組調査ハ耕宅地同轍ノ順序ニ由ルトキハ其煩勞容易ナラサレハ、各地方ノ事情ヲ斟酌シ務メテ繁冗ヲ去リ簡易ニ従フヘシ。」⁽⁴³⁾と山林原野地租改正の簡易化を認める本局外達を發した後のことであった。

では、三重県はこの「各地方ノ事情ヲ斟酌シ務メテ繁冗ヲ去リ簡易ニ従フヘシ」とする地租改正事務局の達をどの様に具体化したのであろうか。

地租改正事務局は9年1月に「山林原野等官民有区別処分派出官員心得書」を發し、続いて9年3月に「山林原野調査法細目」を布達した。「山林原野調査法細目」⁽⁴⁴⁾は、民有と認定された山林原野について調査法を示したもので、第1条「土地丈量之事」第2条「地位ノ等級ヲ分ツ事」第3条「地価ヲ算スル事」第4条「地価表ヲ製スル事」から構成されている。土地の丈量から地価の算定、地価表作成までの方法を一括して示したものである。

これに対して、県は、まず明治11年9月12日に三重県天甲第131号「地租改正ニ付山林原野等調査順序概目」、同月13日に天甲第132号「山林原野等売買譲渡ノ節ハ同上布達ニ準拠スヘキ旨」を布達し⁽⁴⁵⁾、ついで明治13年1月13日に三重県甲号第4号「山林等地位地価取調順序」を布達した。

三重県の「地租改正ニ付山林原野等調査順序概目」と「山林等地位地価取調順序」は、地租改正事務局の示した「山林原野等官民有区別処分派出官員心得書」と「山林原野調査法細目」の関係そして内容とは、かなり異なるものであった。

「山林原野池沼等調査順序概目」は、後掲の付屬史料-2に示したように3章から構成され、その内容は第1章が地所名称区別改正にもとづく民有地第1種、同第2種の地目区分とその記載方法、第2章は官民の調査、第3章が丈量方法などである。したがって、これには官民有区別の官員心得書に相当する項目と、山林原野調査細目の一部を含んでいる。同調査順序概目の特徴は第2章にある。第2章では、

一前条ニ掲クル地所檢地帳名寄帳ニ名請アルカ、売買譲与ノ確証アルカ、或ハ従前有税地等ニシテ其所有判然タルモノハ其旨記載差出スヘシ

一前条之如ク確証トナスヘキモノ無之其所有不判然ノモノハ、是迄進退セル慣行ト従来ノ

成跡上ニ就キ所有相定候条、其原由詳悉取調村吏及ヒ村総代人 一人持数人持ハ右地所ニ
 関係ナキ其村総代人及村吏一村総持ハ近隣村々村吏総代人 保証スルニ於テハ其保証書差出
 検査ヲ受ク可シ

但、道路堤塘付寄洲ハ仮令本条ノ順序ニ準シ保証スルモ、確証トスヘキモノナキトキ
 ハ民有地トナスノ限ニアラス

一保証書ハ山林藪等各種類別シ地番持主姓名ヲ記載スヘシ、尤一村内ノ各自分ヲ取纏メ一
 紙トシ連署スルモ妨ナシトス
 右調査ニハ掛リ官員派出スヘシ

と民有地確証の基準は緩やかであり、ここには明治8年12月の「地租改正事務局達乙第11号」
 や9年1月の「山林原野等官民有区別処分派出官員心得書」に示されるような厳しい規定はみ
 られない。むしろこれは、明治8年6月の「地租改正事務局達乙第3号」および同年7月の地
 租改正事務局議定「地所処分仮規則」による官民有区別である。

さて、調査順序概目が布達された翌日13日には天甲第132号で「山林原野等調査方之順序布
 達候ニ付テハ…(略)…右調査ニ関スル是迄之布達指令ハ都テ取消候(略)」と、これまでの山
 林原野等の地租改正の調査に係わる布達や指令を、すべて「取消」とした。

では、県内の村々ではこの調査順序概目に示された官民区別をどのように受け止めたであろ
 うか。明治11年10月28日、第16区鳥羽組戸長が県令岩村定高宛に提出した「山林原野等取
 調順序ノ儀ニ付伺」⁽⁴⁶⁾からその一端を知ることができる。この伺いは、「第一条山林原野等取調
 順序ノ儀ハ、先以テ同御達第一章ニ照シ地目ヲ取調□、然ル後第二章ニ準シ官民ノ区別相定御
 調査ヲ受、右終テ第三章即土地ヲ丈量シ帳□図面江反別□書入レ終ヘ地押調査ヲ受可申儀ト相
 心得可然哉」に始まり、調査順序概目の章毎に順を追って全体で17条にわたるものである。こ
 のうち、官民有区別に直接係わるのは第6条から11条である。

第6条は所有の確証がない場合の「村吏及村総代人保証スル云々」に係わるもので、「村吏」
 という用語の定義についての伺いである。

第7条は「地所檢地帳名寄帳ニ名譜アルカ其他証跡アツテ其所有判然」たる土地の書類記載
 方法についてである。これを「一村一帳ニ取調」概ね次の雛形のように取りまとめて良いか、
 と伺う。

| | | | |
|----|-------------|-----|----------|
| 字 | | | |
| 番 | | | 志摩國答志郡何村 |
| 一山 | | | 持主 何ノ誰印 |
| | 但松山 | 有税地 | |
| 字 | | | |
| 番 | | | 持主 |
| 一山 | | | 何ノ誰印 |
| | 但柴草山譲受ノ確証有之 | | |
| 字 | | | |
| 番 | | | 持主 |
| 一山 | | | 何ノ誰印 |

但杉山 買入証書有之

右之通所有之確証有之候分取調候処相違無之候間御検査被成下度、此段地主用係総代人連署□申仕候以上

年月日

何村総代人

何ノ誰印

(後略)

第8条は第2章3項の保証書記載に係わるもので、既に改正反別の取り調べが出来ている村でも、反別は記載する必要がないのか、という伺いである。

第9条は同じく保証書の記載に関するもので、「前条保証書ノ書載方各村区々相成候テハ錯雜ノ恐レモ有之□□概略左之振合ニ相認不苦候哉」と、次のような保証書の雛形を示す。

保証書

何番

持主

一山

何ノ誰印

何番

持主

一山

何ノ誰印

(略)

右山林敷地等何レモ確証ト為スベキ者無之候得共、各自先祖ヨリ持伝へ培養芟伐トモ自儘致シ来り、一村人民ニ於テモ各銘々ノ所有タルヲ保証仕候所ニ御座候、右ノ通持伝ユル原由ノ同一ナルハ種類□□列記シ概子
斯ノ如キ一文ヲ以テ保証シ不苦哉

第10条は総代人や用係等が各自所有する確証のない地所の保証に関するもので、その土地に関係のない総代人等の保証に依るべきか、という伺いである。第11条はもし数十人の共有地において、村の総代人・用係が共にその共有者であつて、その他に総代人・用係がいない場合の処置についての伺いである。

このように「山林原野池沼等調査順序概目」に対する第16区鳥羽組の伺いを見る限り、民有と認められることを前提とし、細かな疑問を明らかにするための伺いである。確証のない山林原野等についても保証書を整備すればよいという認識で、それが官林に編入されるといった緊張感はみられない。そして、明治11年11月11日、ほぼ伺いの通りとする回答があつた。

このような調査順序概目に対する伺いが提出されたためか、三重県は同年11月26日に、天乙第20号をもって次のように布達した。

明治七年十二月旧度会県第貳百三十五号達之内元公有地之義、其村方又ハ数村所有ノ成蹟
慣行有之分ハ、本年天甲第百三十一号達第二章ニ準拠調査可致為心得此旨布達候事
但村名請公有地ハ此限ニアラス

この布達で注目すべき点は、まず先に述べた旧度会県の明治7年12月27日度会県第235号布達が、実質的にこの時点まで効力を有していたことを確認することができることである。ま

た「元公有地之義其村方又ハ数村所有ノ成蹟慣行有之分」は、「本年天甲第百三十一号達第二章ニ準拠調査可致」とする天乙第 20 号は、度会県第 235 号布達以降の山林原野の「公私有区別」、公有地の「一村共有地化」の動きを制度的にも追認するものであった。

三重県とくに旧度会県地域の山林原野の地租改正においては、山林原野に対する初度地券の交付、公有地原由取調からこの「山林原野池沼等調査順序概目」に至るまでの間、山林原野を民有地として認定するための基準は緩やかであり、また地租改正事務局達乙第 11 号や「山林原野等官民有区別処分派出官員心得書」を实地に適用することはなかった。そこでは、明治 7 年 11 月 7 日地所名称区別改正、同日の第 143 号達「地所名称区別改正ニ付官民有地取調手続ノ件」の別紙雛形と同年 12 月 27 日度会県第 235 号布達が、とりわけ重要な役割を果たした。11 年 9 月の「山林原野池沼等調査順序概目」にもとづく官民有区別は、そうした状況の追認に他ならなかった。

しかし、これに続いて実施された地位、地価の調査と確定は、かならずしも容易な事業ではなかった。

3 山林等地位地価取調順序

明治 11 年 9 月に「山林原野池沼等調査順序概目」を布達した三重県は、地位等級及び地価調査については「追テ可相達」と、調査順序概目から切り離して二段構えで作業を進めた。これによる丈量調査がほぼ終了に近づいた 13 年 1 月、後掲の付属史料-3 に示したように、甲第 4 号（13 年 1 月 13 日）をもって「山林等地位地価取調順序」を布達した。

この「山林等地位地価取調順序」を 9 年 3 月地租改正事務局の「山林原野調査法細目」と対比すると、まず既にみたように土地丈量に関する条項が除かれている。全体で 7 条から構成されているが、うち第 1 条から 5 条までが地位等級に関する条項であり、その手続きが比較的詳細に記述されている。しかし「山林原野調査法細目」第 2 条第 2 節で示された「一管内各種ヲ通シテ十二三等ヨリ凡二十等迄ニ分ツヘシ」という地位等級の範囲についての規定は見られない。地価については第 6 条、7 条で記述されるが、「山林原野調査法細目」に較べて大幅に簡略化されている。

地位地価調査は、当初から大きな問題を抱えていた。三重県が 13 年 3 月 9 日に地租改正事務局総裁大隈重信宛に提出した「山林原野改組之義ニ付伺」⁽⁴⁷⁾ は、その事情を次のように述べている。

旧来ノ山野税ニ於ケル一般納税ノ制規モ無之間々山年貢或ハ野手米等ノ名象ヲ以收税スルモ、其現地ヲ知ルニ由ナキモノ鮮ナカラス、加フルニ納税ノ村落ハ僅々ニシテ其税額モ極テ微小ニ有之、然ルニ改組成頓ノ上ハ今ヨリ四年前ニ溯リ收税セサルヲ得ス、且右調査ニ付テハ反別ノ丈量地位ノ詮別其佗ノ費目可成の節制ヲ旨トスルモ多少ノ税費ヲ要シ、彼是以山野ノ改租ハ兎角民情厭嫌ノ状ヲ呈シ、為ニ該事業上常ニ逡巡趨避ノ弊害不少、熟之レヲ思考スルニ山野税ハ前件ノ如ク従来納税ノ制法モ無之、固ヨリ畔宅地ノ類ト同視併論致シ難ク、今也改租ニ方リテハ新ニ納税ヲ命セラルハノ思想アルモミナラス、累年ノ租額一時上納ノ如キハ実ニ人民ノ負担シ得ヘキ儀ニ無之、仮令政府仁慈ノ処置ヲ以テ永年賦之ヲ完納セシメントスルモ到底年々ノ租額ヲ増サルハニ等シク、旁改組成頓ノ上明治九年ニ遡リ收税之儀ハ哀訴百端究竟実施スヘカラサル況勢ニ有之実以焦慮苦心之極ニ候、就而者明

治八年第百五十四号公達之趣ハ有之候得共、目下民間ノ情態難黙止ク間、山林原野改租落成ノ上新税賦課之儀ハ当十三年ヨリ施行候様仕度

この調査の結果、確定した地価にもとづき山林等の所有者は、金額に多少はあるにしろ納税義務を負うことになる。さらに、8年8月太政官達第154号により「明治九年ヲ以テ各地方一般改正ノ期限ト定ム」と地租改正の期限を定められており、明治9年に遡って納税しなければならず、累積した税金を一時に支払わなければならなかった。そのため「山野ノ改租ハ兎角民情厭嫌ノ状ヲ呈シ、為ニ該事業上常ニ逶巡趨ノ弊害不少」という状況にあった。

三重県は、山林原野等の地租改正が終了した後、9年に遡って納税するのではなく13年からにしてほしいと伺い出たのであるが、3月19日付の回答は「伺之趣難聞届候事」とあった。山林原野等の地租改正が完了した諸県では、既に9年度分から納税していたのであり、三重県を特別扱いする理由はなかった。

「山林等地位地価取調順序」の第2条から第4条までの手続きを終了した三重県は13年11月13日甲第156号によって、11月25日から第5条にもとづき管内聯貫表を作成するため、戸長及び一郡総代人を津寺町の天然寺に招集した。しかし、この地位聯貫表の作成は、非常に困難を極めたようである。明治14年4月23日付けの地租改正事務局総裁大隈重信宛「山林原野雑種地々租改正之儀ニ付上申」⁽⁴⁸⁾は次のように述べている。

本県伊勢伊賀志摩紀伊国山林原野及雑種地合計反別貳拾三万千八百八拾四町歩余地租改正之儀、客年七月漸ク量地之業ヲ竣候ニ付、地位聯貫之為同年十一月二十五日各総代ヲ庁下ニ徴喚シ同年十二月二十八日迄三十余日間其地位之聯貫ヲ議セシメタルトモ未タ結果ヲ見ルニ至タラスシテ年末ニ際シ候ニ付、願ニ任セ一旦解散致サセ、尚本年二月十五日ヨリ再ヒ惣代人ヲ招集シ爾後殆ント五十日間討論審議之上地位聯貫ヲ了リ、随テ其地価額再三押引之末、結局山林原野雑種地壹町歩当り伊勢国貳円八拾六銭、伊賀国壹円七拾九銭七厘、志摩国壹円九拾貳銭貳厘、紀伊国壹円五拾九銭七厘、四国平均貳円四拾銭九厘ナリト申出候、右者当県下ノ如キ兀山若クハ樹木稀疎ナル山林ニハ適當ノ地価ト看認候ニ付、近々新旧反別税額比較表等相添稟議可致候得共、先以一応此旨上申ニ及置候也

地価額算定の根拠となる地位等級の県内聯貫表の決定に、11月25日から年末にかけて30日余りを費やしたが、調整がつかなかったため一度解散した。再び翌14年の2月25日から50日間に及ぶ議論と調整を経てようやく地位聯貫を終了し、地価額の決定に至った。地価額は、山林原野雑種地1町歩当り伊勢国2円86銭、伊賀国1円79銭7厘、志摩国1円92銭2厘、紀伊国1円59銭7厘、4国平均2円40銭9厘となり、地租改正事務局はこれを承認した。

ちなみに、各郡の人民総代と戸長総代が「三重県管下山林等地位価表」を県令岩村定高に進達したのは、4月7日のことであり、その地価等級は59等級に及ぶものであった。⁽⁴⁹⁾

明治15年1月12日、三重県は大蔵卿松方正義宛に「山林雑種地地租改正之義伺」⁽⁵⁰⁾を提出し、3月27日に新税施行が認められ、山林原野等の地租改正は終了を告げた。この伺いに添付されたと思われる「伊勢国伊賀国志摩国紀伊国牟婁郡一郡限山林原野雑種地新旧税額比較調」⁽⁵¹⁾を集計したのが、第4表である。桑名、員辨、朝明、三重、飯野、阿拜、山田、伊賀、名張の8郡では減税、その他の13郡では増税となった。増税額が1,000円を超えたのは一志、

多気、度会、北牟婁、南牟婁の5郡で、とくに旧税負担が非常に僅少であった北牟婁、南牟婁郡の増税が顕著であった。

新地券の授与は明治15年5月1日である。⁽⁶²⁾では、山林原野等の地租改正の結果、官林と民有林また民有林のうち私有林野と村持入会林野は、それぞれどのような割合となったのであろうか。明治18年の『三重県統計書』によると、民林面積は22万4,408町歩、官林面積は3万1,281町歩であり、この民林面積は、先の第4表に示した民有地第1種の山林原野等面積23万983町歩より若干少ない。民林の内訳は森林が15万2,450町歩、草山が7万1,975町歩と、森林面積が68%を占めている。

同統計書は、また民林の件数と面積を「単有」と「共有」⁽⁶³⁾の2つの所有形態に区分して表示しており、私有林野と村持入会林野の比率を推測する手がかりを与えてくれている。「単有」「共有」についての用語説明はないが、「単有」は個人有林を示し、「共有」は数人共有から村共有までを含むとみてよいであろう。とすれば、旧公有地の「公私有区別」と「村共有化」の結果をおおよそ示すのが、「単有」11万4,243町歩、「共有」11万0,164町歩という数値である。つまり、山林原野等の地租改正が終了した時点で、民林面積のほぼ半数が個人有林野、私有林野となっていたのである。

第4表 三重県山林原野等新旧税額比較調

| 郡名 | 面積(町) | 地価(円) | 1町歩当地価(円) | 旧税額(円) | 地租額(円) | 差引(円) |
|-----|-----------|-------------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 桑名 | 1,389.5 | 5,800.486 | 4.175 | 635.176 | 174.015 | -461.161 |
| 員辨 | 6,431.4 | 19,208.454 | 2.987 | 1,396.970 | 576.254 | -820.716 |
| 朝明 | 2,404.8 | 8,833.064 | 3.673 | 400.175 | 264.991 | -135.184 |
| 三重 | 4,475.8 | 22,023.816 | 4.921 | 311.276 | 660.714 | 349.438 |
| 鈴鹿 | 10,388.5 | 32,631.862 | 3.141 | 444.828 | 978.957 | 534.129 |
| 河曲 | 371.8 | 2,755.273 | 7.611 | 25.576 | 82.658 | 57.082 |
| 奄藝 | 2,419.6 | 14,252.975 | 5.891 | 140.007 | 427.589 | 287.582 |
| 安濃 | 7,072.1 | 31,285.985 | 4.424 | 88.271 | 938.579 | 850.308 |
| 一志 | 26,308.7 | 79,765.189 | 3.032 | 580.678 | 2,392.956 | 1,812.278 |
| 飯高 | 15,377.7 | 35,352.146 | 2.299 | 601.392 | 1,060.565 | 459.173 |
| 飯野 | 1,019.1 | 7,190.999 | 7.056 | 244.289 | 215.730 | -28.559 |
| 多気 | 21,377.0 | 58,750.588 | 2.748 | 618.902 | 1,762.517 | 1,143.615 |
| 度会 | 42,755.1 | 87,281.328 | 2.041 | 1,225.451 | 2,618.439 | 1,392.988 |
| 阿拜 | 8,365.2 | 16,091.956 | 1.924 | 978.610 | 482.759 | -495.851 |
| 山田 | 3,770.5 | 8,221.979 | 2.181 | 349.168 | 246.660 | -102.508 |
| 伊賀 | 7,474.9 | 11,058.000 | 1.479 | 619.284 | 331.739 | -287.545 |
| 名張 | 3,812.0 | 6,652.637 | 1.745 | 273.245 | 199.579 | -73.666 |
| 答志 | 11,135.0 | 21,516.064 | 1.932 | 242.379 | 645.481 | 403.102 |
| 英虞 | 3,671.9 | 6,840.055 | 1.863 | 57.674 | 205.202 | 147.528 |
| 北牟婁 | 18,314.8 | 35,483.081 | 1.937 | 0.519 | 1,064.492 | 1,063.973 |
| 南牟婁 | 33,647.8 | 47,600.525 | 1.415 | 16.127 | 1,428.016 | 1,411.889 |
| 計 | 231,983.2 | 558,596.462 | 2.408 | 9,249.997 | 16,757.892 | 7,507.895 |

注) 三重県地租改正掛「伊勢国伊賀国志摩国紀伊国牟婁郡一郡限山林原野雑種地新旧税額比較調」明治15年、徳川林政史研究所蔵より作成。但し、民有地第1種の数値。

おわりに

以上みてきたように、度会県、三重県における山林原野等の地租改正は、明治6年1月の現地反別一筆限取調、同年12月から翌7年にかけての初度地券の交付にはじまり、15年5月の新地券授与までの長い年月を要している。この過程の特徴をまとめると以下のとおりである。

まず第1に、6年末から7年にかけてと地租改正期の早い時期に村持林野にたいして村名請公有地、公有地の地券が、また個人持の林野にも地券が交付されたことである。これが後々まで大きな影響を及ぼす。第2に、7年11月の「地所名称区別改正ニ付官民有地取調手續ノ件」(第143号達)が、度会県における山林原野等の地租改正にとって重要な達であり、この達にもとづき7年12月末から実施された公有地名請公有地原由取調が、官民有区別のあり方を規定していった。この公有地名請公有地原由取調が、8年5月頃から県下の村々では公有地の公私有区別の要求として、さらに同年11月頃から翌9年にかけて公有地の一村共有地化の要求として展開した。つまり、村持入会林野の分割、解体の動きとなって現れたのである。「地所名称区別改正ニ付官民有地取調手續ノ件」は、近年までの研究においてあまり重視されなかったのであるが、この意義に改めて注目する必要がある。その一方で第3に、これまでの研究で重視されてきた8年12月の地租改正事務局達乙第11号、9年1月の山林原野等官民有区別派出官員心得書、そして同年3月の山林原野調査法細目が、ここではほとんど機能していない。第4に、11年9月から三重県が改めて実施した山林原野等の地租改正は、上記の諸達とは内容、性格を異にする2つの布達、地租改正ニ付山林原野等調査順序概目(11年9月)、山林等地位地価取調順序(13年1月)にもとづいて実施された。これは、旧公有地の公私有区別さらに一村共有地化の動きを制度的に追認するものであった。

注

- (1) 山林原野の地租改正に係わる代表的な著作として、戒能通孝『入会の研究』昭和18年、古島敏雄編『日本林野制度の研究』昭和30年、福島正夫『地租改正の研究』昭和37年、関順也『明治維新と地租改正』昭和37年、有元正雄『地租改正と農民闘争』昭和38年、笠井恭悦『林野制度の発展と山村経済』昭和39年、北條浩『明治初年地租改正の研究』平成4年、同『近代日本林政史の研究』平成5年、同『地券制度と地租改正』平成9年。
- (2) 笠井『前掲書』31頁。
- (3) 同上書、77頁。
- (4) 山林原野の地租改正とりわけ官民有区別について論述する県史のなかで、主なものをあげると、岩手県『岩手県史』第9巻、昭和39年。秋田県『秋田県史』第5巻 明治編、昭和39年。福島県『福島県史』第19巻、昭和46年。栃木県『栃木県史』通史編、昭和57年。岐阜県『岐阜県史』通史編 近代中、昭和45年。長野県『長野県史』通史編 第7巻、昭和63年、同『長野県史』近代史料編 第3巻、昭和62年。

府県ないし地域における山林原野の地租改正、官民有区別を扱った個別研究論文として、町田正三「長野県における山林原野地租改正の実施過程」(1)2(3)『信濃』第26巻第9号・第11号・第12号、昭和49年。同「木曾山林の官民有区分について」『研究紀要』昭和52年度、徳川林政史研究所、大島真理夫「木曾山林官民有区分をめぐる諸対立」『研究紀要』昭和55年度、徳川林政史研究所。また大島真理夫「長野県木曾地方における明治前期の官林境界調査について」『研究紀要』昭和51年度、徳川林政史研究所。同「木曾地方における官林境界紛争」『研究紀

要】昭和53年度、徳川林政史研究所もこれに深く係わる。長野県以外では山田達夫「京都府における地租改正と林野官民有区分—『明治前期京都府林政史資料』の刊行によせて—」(1)~(5)【大阪経大論集】第103・104号、第106号、第107号、第108号、第109・110号、昭和50年~51年。笠井恭悦「公有地官民有区別と栃木県の実施過程」【宇都宮大学農学部演習林報告】第26号、昭和64年。

史資料集として山田達夫「明治前期京都府林政史資料」昭和50年。林野制度研究会「近代林野制度資料集」昭和52年がある。

- (5) 笠井恭悦「公有地官民有区分の政府方針(1)」【林業経済】第425号、昭和59年、同「国有林の成立—公有林官民有区分を中心に—」【林業経済研究】第110号、昭和61年、同「公有地官民有区別をめぐる諸説の検討」【林業経済】第463号、昭和62年、以上を含めて体系的に取り纏めたのが、同「公有地官民有区別と栃木県の実施過程」【宇都宮大学農学部演習林報告】第26号、昭和64年。
- (6) 笠井恭悦「公有地官民有区分をめぐる諸説の検討」【林業経済】第463号、昭和62年、9頁。
- (7) 笠井【前掲書】35頁。
- (8) 「地租改正報告書」明治文献資料刊行会『明治前期財政経済史料集成』第7巻、昭和38年、129頁。
- (9) 福島【前掲書】249頁。
- (10) 地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』上巻(改訂版)昭和46年、81頁。(以下【基礎資料】と略)。
- (11) 【基礎資料】上巻、111~112頁。
- (12) 尾鷲市【尾鷲市史】下巻、昭和46年、19頁。
- (13) 「現地反別一筆限り取調仕立方ヶ条書」「入会地及拝借地反別取調仕立方凡例」鳥羽市小浜町土の宮文書、海の博物館(三重県鳥羽市)所蔵。
- (14) 尾鷲市では明治6年12月に地券発行(尾鷲市【尾鷲市史】下巻、昭和46年、20頁。)、鳥羽市の地券発行は明治7年1月頃(鳥羽市【鳥羽市史】下巻、平成3年、39頁。)、また野後里村では同取調が7年2月に終了し、7年5月に地券が交付されている(大宮町【大宮町史】昭和62年3月、403頁)。県内地域によって多少の時間的なズレがあるようである。
- (15) 【基礎資料】上巻、163~164頁。
- (16) 【基礎資料】上巻、216~217頁。
- (17) この指令を戒能氏は「強制的に村民各自に分割を命じたるもの」としている。(戒能【前掲書】247頁)。
- (18) 【基礎資料】上巻、336頁。
- (19) 福島【前掲書】574~575頁。
- (20) 明治8年5月30日、深野、犬飼、家野、柏野、久谷、大俣、塩ヶ瀬村が合併して森村となる。(「度会県明治8年5月30日乙第62号」大宮町古里区所蔵)。
- (21) 三重県第三課「地租改正ノ件旧度会県ヨリ引送書」明治9年、徳川林政史研究所蔵。私有林の地券授与に係わる問題については、別稿を予定している。
- (22) 度会県「地租改正ニ付実地取調心得」大宮古里区所蔵。
- (23) 成田雅美「森林経営の社会史的研究」平成9年、39~48頁。
- (24) 内閣官報局「法令全書 明治七年ノ1」明治22年(昭和55年復刻版)、361~362頁。
- (25) 第143号達別紙雛形の意義について、既往研究の位置づけはあまり高くない。戒能通孝氏は別紙雛形の全文を示したうえで「前記雛形は各府県がその後村方より徴したる入会山成跡書の原形となっているらしく(少くとも私の実見した範囲に於いては然りである)、その意味でも同雛形は一応注目の価値があるのであろう。」(「入会の研究」昭和18年、144頁)と指摘しているが、

これは注書きにおいてである。福島正夫氏の『地租改正の研究』では、太政官達の雛形は簡単に説明され「(別紙雛形略)」となっている(同上書, 604頁)。なお、この点に関連する注書きで「官民有区分に関する地方法令は、各都道府県の段階に入った時期に公布されているので、早くとも明治9年である。」(同上書, 605頁)とされており、官民有区分におけるこの達の位置づけが不明確と思われる。関順也氏は「太政官第143号に示された所有区分のための調査雛形では、旧来の課税様式、樹木の植付、培養、伐採等について調査すること命じているが『所有の確認』については何もふれていない。」(『明治維新と地租改正』昭和42年, 358~359頁)とある。有元正雄氏『地租改正と農民闘争』(昭和43年)ではこれについて全く触れていない。笠井恭悦氏の『林野制度の発展と山村経済』(昭和39年)もこの点同様であるが、近年、「公有地官民有区分の政府方針(1)『林業経済』第425号, 昭和59年および「公有地官民有区別と栃木県の実施過程」『宇都宮大学農学部演習林報告』第26号, 平成2年)において第143号達別紙雛形の全文を掲げて詳細に論じたうえで「一般に、第143号達に基づいた府県布達は皆無に近く、ましてこれによる村方調査はほとんど実施されなかった、と考えられている。しかし事実は必ずしもそうではない。」(同上論文, 51頁)と重要な指摘がなされ、岩手県、熊谷県、新潟県、茨城県の事例を簡単に紹介している。

- (26) 大宮町「大宮町史」昭和62年, 404頁。
- (27) 大宮町古里区所蔵。
- (28) 「公私有区別」という用語と関連して、地租改正法公布時においては公有地をめぐる「当時の問題の中心は、明治7年1月13日の租税察指令にいう、『私有公有之区別相立記載』することにあつたのではなからうか。」(福島『前掲書』584頁)という指摘がある。
- (29) 徳川林政史研究所蔵。以下、川俣谷各村の原由取調帳も同様。
- (30) 大宮町古里区所蔵。
- (31) 「公有地ノ内私有地引分願」徳川林政史研究所蔵。
- (32) 大宮町古里区所蔵。
- (33) 「田引村公有地之内御下願」『地券願達留』第11区田引村, 明治8年4月, 飯高町教育委員会所蔵。
- (34) 成田『前掲書』198~201頁。
- (35) 明治8年6月3日度会県丙第60号, 大宮町古里区所蔵。
- (36) 大宮町古里区所蔵。
- (37) 田引村「公有地中無高山林等一村一筆限り原由取調帳」徳川林政史研究所蔵。
- (38) 『基礎資料』中巻, 720~722頁。
- (39) 『基礎資料』中巻, 929~930頁, 1,091~1,093頁。
- (40) 『基礎資料』中巻, 1,092頁。
- (41) 『明治九年三重県天号達天甲号達』三重県史編さん室所蔵。以下、三重県の布達は同所蔵。
- (42) 三重県第三課『明治九年九月起十二月止 省察経裁録』, 徳川林政史研究所蔵。
- (43) 「地租改正例規沿革撮要」明治文献資料刊行会『明治前期財政経済史料集成』第7巻, 昭和38年, 200頁。
- (44) 『基礎資料』中巻, 593~594頁。
- (45) この2つの布達については、三重県は明治11年7月7日に地租改正事務局へ「山林原野等調査順序之義伺」を提出し、同年8月5日に認められている(三重県第三課『明治十一年自六月至十二月 官省経裁録』, 徳川林政史研究所蔵)。
- (46) 鳥羽市船津文書, 鳥羽市船津農業協同組合所蔵。
- (47) 三重県地租改正掛『自十二年至十六年 官省経裁録』徳川林政史研究所蔵。
- (48) 注(47)に同じ。

- (49) 「三重県管下山林等地価表」明治14年4月7日、徳川林政史研究所蔵。
- (50) 注(47)に同じ。
- (51) 三重県地租改正掛「伊勢国伊賀国志摩国紀伊国牟婁郡一郡限山林原野雑種地新旧税額比較調」明治15年、徳川林政史研究所蔵。なお、明治15年4月10日、大蔵卿松方正義は、太政大臣三條實美に「三重県申牒山林雑種地改組ノ義ニ付上申」を提出した（『公文録』明治15年、大蔵省5月第2、国立公文書館蔵）。これに添えられた「三重県管内山林原野雑種地新旧税額比較調」は県全体の地種別集計値を示しているが、第4表の計と一致する。
- (52) 明治15年4月8日甲第73号『明治十五年三重県甲号達』三重県史編さん室所蔵。
- (53) 共有の山林とくに町村共有山林について、三重県は明治15年9月14日「本年度勸業専門山林会ニ付シタル各町村共有山林繁殖保護申合規則別冊之通該会員談話結了候ニ付テハ各町村ニ於テモ尚協議ノ上速ニ着手候様諭示可致此旨相違候事」（乙第177号）と「各町村共有山林繁殖保護申合規則」を布達した（『明治十五年三重県乙号達』三重県史編さん室所蔵）。この規則の第2条は「共有山林ハ其町村ノ共有財産ニシテ毎戸ノ財産ニアラサルモノトス」と、共有山林が町村の財産であることを明記する。この規則と山林原野等地租改正との具体的な関連、またこれがその後の私有林形成さらには村持林野の問題にどのような影響を及ぼしたかについては、今後の課題とする。

付属史料-1

第貳百三拾五号

正副区戸長

今般太政官第百貳拾号公布地所名称区别改定ニ就テハ、地券調査之節村々申立ニ寄り予テ相渡有之中公有地ハ言ヲ俟タス村名請公有地ノ分共、従前高受之耕地宅地ヲ除キ、外総テ山林原野秣場湖沼池沢稻干場等其地種ノ部類ヲ分チ、別紙雛形ニ照準シ原由精細腹書ニ記載シ、右確証ト可看做書類写ヲ以別冊取調帳ニ相添、来ル明治八年二月二十八日限無相違可届出、右ハ不容易之事件ニ付、疎漏之取調ヨリ自然再調申付候様之義ニ立到候テハ、事延遷而已ナラス二重之手数ニ付、正副区戸長ニ於テ一層注意ヲ加ヘ精覈取調可申、此段相違候事

追テ本文確証写ヲ以テ為差出候得共、時宜ニ依リ本書為見合相違候義モ可有之ニ付、此段予メ可相心得置候事

明治七年十二月二十七日 度会県権令久保断三

公有地
名請公有地 原由取調帳

第何区

何村

公有地名請公有地中無高耕地宅地并山林原野等ノ類一村一筆限原由取調帳

第何区何郡

何村

耕地宅地之部

何番
字

何村

一 田何反何畝歩

公有地或ハ名請公有地

何番
字

一 畑何反何畝歩

同上

何番
字

一 宅地何反何畝歩

同上

以上一筆毎ニ

但、何年何月日何村何某或ハ何村一同、何代官所或ハ何領へ拝借或ハ何々ノ訳ヲ以開墾、或ハ何某絶家或ハ村貸金等ヲ以村方へ引取候沿革、則別冊証書写之通、若又原由不分明ナルモノハ其訳記載スヘシ

小以反別何町何反歩

内

何町何反歩 確証有之

何町何反歩 確証無之

山林原野秣場湖池澤等之部

何番
字

何村

一 山何反歩

公有地或ハ名請公有地

反別不知者ハ四境ノ精細ヲ記載ス以下準之

何番
字

一 林何反歩 同上

何番
字

一 原何反歩 同上

何番
字

一 野何反歩 同上

何番
字

一 湖何反歩 同上

何番
字

一 池何反歩 同上

何番
字

一 沢何反歩 同上

何番
字

一 秣場何反歩 同上

右ノ如ク予メ地名ヲ掲クト雖、苟モ一村中ニ在ル公有地村名請公有地ノ名称ヲ受クルノ
地ハ、其地ノ種類ニ応シ左ノ意味ヲ斟酌シ一筆毎ニ記載スヘシ

此樹竹種類及數何程 但何種類若干及長短細大ノ概略

此樹竹培養 但植付培養芟伐手續代価分割ノ区別地種ニ応シ記載スヘシ

此立木無之

此税何程 但山年貢野米池沼役萱野銭税等其地種ニ応シ記載スヘシ

此原由何年何月何日何村某又ハ何村一同、何代官所又ハ何領へ拝借ノ上何木植立方願立、
何々ノ許可ヲ受ケ、爾來樹木ハ官許ヲ得テ伐払、代価ノ内幾分ハ上納シ、幾分ハ下方ニ
テ領取候訳村方帳有之、何藩又ハ何県御取調、確証別紙写之通

又ハ、従前ノ起原ハ不相分候得トモ、檢地帳及官ノ檢閱ヲ經タル帳簿ニ記載有之、其上
従來樹木ハ人民ニテ植付培養イタシ芟伐売買トモ勝手ニ致來、則帳簿記載振り別紙写之
通

又ハ、従前ノ原由不相分村方帳簿ニモ記載無之候ヘトモ、其來樹木裁伐及ヒ売買トモ村
方ニテ勝手ニ致來、則旧藩中何年何月日何々ノ御取調則別紙写之通

又ハ、従前ノ原由不相分村方帳簿ニモ記載無之、其上樹木芟伐ノ砌ハ官ノ許可ヲ受代価
上納云々

又ハ、村方ニテ勝手売買、則何年何月日売買古証文則別紙之通

又ハ可拠確証無之

小以何町何反歩

此内訳

山何町何反歩

内

何反歩 確証有之
 何反歩 確証無之
 林何町何反歩
 内
 何反歩 確証有之
 何反歩 確証無之
 以下地種ニ応シ右ニ準ス

総合何反何畝歩

右ハ今般地所名称區別御改定ニ付、地券調査ノ節及上申候公有地名譜公有地共原由精細取調、猶確証ト可看做書類写相添届出候様御達之趣奉畏候、因テ村方入念取調候処、右之通相違無御座、則別紙証書写相添上申仕候、自然右取調筋疎漏之儀有之他日及露頭候節ハ、如何様之御処分ニ相成候共決テ苦情無御座候、以上

第何区

何郡何村

組頭 何 某

百姓惣代 何 某

戸長 何 某

年号月日

度会県権令久保斯三殿

前書廉々猶私共ニ於テモ詳細取調候処相違無之候間、則奥印ヲ以此段申上候、以上

何区々長

年号月日

何 某

(大宮町古里区所藏)

付属史料-2

天甲第百三十一号

地租改正ニ付テハ山林原野池沼ノ類ハ逐次調査之筈相達置候処、本年十月一日ヨリ掛リ官吏出張調査候条、別紙着手順序之通相心得誠実取調可申出、尤地位等級及地価調査方ハ追テ可相達、此旨布達候事

但、精々入費省減候様注意可致事

明治十一年九月十二日

三重県令岩村定高

山林原野池沼等調査順序概目

第一章

民有地第一種

一山

但、松山杉山檜山雑木山柴草山草山秣山石灰山石斫山砥石山、各種但書ニ記載スヘシ

一林

但、松林杉林檜林栗林雑木林、各種但書ニ記載スヘシ

一藪

- 一 秣場
- 一 稲干場
- 一 藨生地
- 一 萱生地
- 一 草生地
- 一 荒蕪地
- 一 船揚ヶ場
- 一 河岸場
- 一 島嶼
- 一 材木置場
- 一 附寄洲

但、松杉檜雑木等ノ林ヲナセルモノハ林ト記載、腹書ニ何々林トシ、草生藪等ハ各其名称ヲ記載シ、肩書ニ何川通付寄洲ト記スヘシ

収利アル

- 一 池沼

但、従来土地ノ慣称ニヨリテ記載スヘシ

- 一 肥置場
- 一 井戸敷

但、数人共有ニシテ隣地ヘ難組入一筆ヲ起スモノニ限ルトス

民有地第二種

- 一 溜池敷
- 一 溝敷
- 一 堤敷
- 一 墓場

但、附寄洲ニ墓地アルハ何川通附寄洲ト肩書スヘシ

- 一 焼場
- 一 斃牛捨場

右之外不得止地目ヲ起スニ至テハ検査官ノ指図ヲ受ヘシ

附言、堤塘ノ形無之モノハ道敷或ハ荒蕪又ハ林山野等、各其地形ニ因リ称呼スヘシ

第二章

一 前条ニ掲クル地所檢地帳名寄帳ニ名請アルカ、売買讓与ノ確証アルカ、或ハ従前有税地等ニシテ其所有判然タルモノハ、其旨記載差出スヘシ

一 前条之如ク確証トナスヘキモノ無之其所有不判然ノモノハ、是迄進退セル慣行ト従来ノ成跡上ニ就キ所有相定候条、其原由詳悉取調、村吏及ヒ村総代人 一人持数人持ハ右地所ニ關係ナキ其村総代人及村吏一村総持ハ近隣村々村吏総代人 保証スルニ於テハ、其保証書差出検査ヲ受ク可シ

但、道路堤塘付寄洲ハ仮令本条ノ順序ニ準シ保証スルモ、確証トスヘキモノナキトキハ民有地トナスノ限ニアラス

一 保証書ハ山林藪等各種類別シ地番持主姓名ヲ記載スヘシ、尤一村内ノ各自分ヲ取纏メ一紙トシ連署スルモ妨ナシトス

右調査ニハ掛り官員派出スヘシ

第三章

一第二章ニ掲クル官民有之調査終ラハ、各村ヨリ兼而進達セシ番号帳及ヒ一村惣図字限図へ民有地ノミ各種反別ヲ記入スヘシ

但、道路堤塘其番号ナキモノハ隣地番号ノ内番号ヲ記スヘシ

一村界ニ係ル地所ハ其村々立会之上丈量スルモノトス

一山林ハ斜面ノ反別ヲ申出直立同様之嶮岨地等法リ反別調査シカクキモノハ、周囲ノ間数ヲ測ルカ又ハ縦横ノ間数ヲ量リ、凡反別ヲ見積リ調査スヘシ

一丈量ハ三斜法十字法又ハ回り分間法等適宜タルヘシ

一官有地ハ總テ調査ニ不及、尤周圀民有地ニシテ自ラ反別ヲ知ルモノハ此限ニアラス

一前条番号帳図面記入終ラハ、官吏派出地押様歩ヲナスモノトス

(『明治十一年三重県天甲号達』三重県史編さん室所蔵)

付属史料-3

甲第四号

山林等地位地価取調順序別紙之通相定候条、右ニ照準取調検査ヲ受クヘシ此旨布達候事

但、一村内ノ地位表ハ本年二月十五日限、一郡限ノ地位表ハ三月三十一日限り調製進達スヘシ

明治十三年一月十三日

三重県令岩村定高

山林等地位地価取調順序

第一条 地位等級ハ第二条ノ法ニ準依シ、毎村総代人及戸長ニ於テ其村ノ実況ニ由リ各種山林藪秣場稲干場等總テ民有地第一種ヲ云 ヲ通シテ撰分スルモノトス

第二条 地位撰分ノ法、例へハ樹木繁茂シテ運輸モ亦至便ナル地ハ最上等、樹木繁茂セスト雖モ運輸ノ便ヲ得且開墾牧場等便ナル地形ノモノ或ハ人家接近ニシテ採薪其他耕地ノ培養ニ用ヘキ肥草等刈出ス地ハ上等、樹木繁茂セスト雖モ運輸稍不便或ハ運輸便ナリト雖モ樹木繁茂セス或ハ運輸稍不便ナリト雖モ年々収利ヲ得ルノ地ハ中等、樹木繁茂セス運輸モ亦不便ナル地ハ下等、元山礮礮等ノ収利些少ナル地ハ最下等ト大別シ、猶其中ニ就テ子細ニ等差ヲ分ツカ如キハ其村ノ便宜ト実況ニ拠ルヘキモノトス

但、地位撰分ハ町歩ニ付収利ノ差金五銭ヲ以地位昇降ノ目標トスヘシ

第三条 毎村地位等級定マラハ、別紙甲印雛形ノ表ヲ製シ下条ノ手續ニ及フヘシ

第四条 既ニ甲印ノ表ヲ製シ畢ラハ、一郡内毎村総代及戸長ハ郡役所々在ノ地若ハ便宜ノ地ニ集リ、右甲印ノ表ヲ照較シ其地位ノ優劣ヲ議シ、之レヲ聯貫シテ別紙乙印雛形ノ表ヲ製シ、之レヲ進達スヘシ

第五条 第四条ノ如ク甲乙ノ表進達シ畢ラハ、戸長及一郡総代人序下ニ会シ 日限ハ追テ達スヘシ 管内聯貫ノ地位ヲ議シ別紙丙印雛形ノ表ヲ製シ進達スヘシ

但、一郡総代人ハ一村総代ノ内ヨリ複選シ、其人員ハ各村ノ協議ニ任スト雖モ可成人員ヲ減シテ冗費ヲ節省スヘシ、且戸長総代モ右同法ニ因リ之レヲ選挙シテ序下ニ会セシムヘシ

第六條 前條ノ地位決定セハ、其表面ニ基キ地価ヲ議シ、別紙丁印雛形ノ表ヲ製シ進達スヘシ

第七條 地価算出ノ法、例ヘハ柴草山竹林ノ如キ年々収利ヲ得ル地ハ前五ケ年平均ノ収利ヲ以テ計算シ、其薪炭等ノ雜木山ハ若干年、其用材即チ松杉檜山等ハ若干年ヲ成木ノ一期各村一樣ナラス実地相当ノ年限ヲ用ユ 年限トシ、此一期間ニ成育スル所ノ立木売買代価ノ内ヨリ一期年間ノ費用ヲ引去リ、残額ヲ其年間ニ分徐シ、一ケ年ノ収利ヲ以テ計算スルモノトス

但、利子ハ七分トス

(『明治十三年三重県甲号達』三重県史編さん室所蔵)

**The project of dividing forests and grasslands
into *Koyuchi* and private properties**

By
Masami NARITA

In this paper, I analyze the development process of the project for the land reform of forests and grasslands, particularly on the project for the division of *Koyuchi*, in Watarai and Mie prefecture in the early years of the Meiji period. The points at issue discussed are as follows.

First, Watarai prefecture kept up with the national government plan for the land reform positively, and issued the first certificate of the land ownership (*shyodo-chiken*) in the end of 1873. The land reform for forests and grasslands was launched at the same time, the certificates were issued to the individual persons and the villages (*mura*) that possessed the commons (*iriai-rinnya*). The first certificates granted to *mura* were so called *Koyuchi-chiken* that neither implied government owned nor the people owned.

Secondly, *Dajokan* ordinance (No.143) in Nov. 1874 played an important part in the process of the division project of *Koyuchi* in Watarai prefecture. Although this ordinance illustrated the criteria for the division of *Koyuchi*, the research papers dealt with the significance of the ordinance were a few so far. The governor of Watarai prefecture conducted to make inquiries about the history on the use and ownership of *Koyuchi* in accordance with the ordinance. In the process of inquiries, the people called for dividing forests and grasslands between *Koyuchi* and the individual private properties. Moreover, the people requested to convert the name of the certificate from *Koyuchi-chiken* to *Kyoyu-chiken* (the joint ownership of the people).

Third, after Watarai prefecture was merged into Mie prefecture in Apr. 1876, the land reform project for forests and grasslands was suspended practically. The project for the division was resumed in 1878. Mie prefecture proclaimed the rule of the survey method for the division in Sep. 12, 1878, and the rule of it for the valuation of the land class and price in Jan.13, 1880. New certificates of forests and grasslands were issued in May 1, 1882. As a result, the movement of the people above mentioned compelled Mie prefecture to admit it as an accomplished fact, the private land made up a large ratio of forests and grasslands.